

平成 27 年 度

八代市議会建設環境委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|---------------------|-----|
| 1. 6 月定例会付託案件 | 1 |
| 1. 所管事務調査 | 1 0 |

平成 2 7 年 6 月 2 9 日（月曜日）

建設環境委員会会議録

平成27年6月29日 月曜日

午前10時00分開議

午前11時57分閉議（実時間103分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第53号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第1号（関係分）
1. 議案第70号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第2号（関係分）
1. 議案第63号・市道路線の廃止について
1. 議案第64号・市道路線の認定について
1. 所管事務調査
 - ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
 - ・生活環境に関する諸問題の調査（環境センター建設事業の進捗状況について）
（支所管内一般廃棄物収集運搬業務委託の入札参加資格要件等について）
（平成22年度における一般廃棄物収集運搬業務委託契約について）

○本日の会議に出席した者

委員長	成松由紀夫	君
副委員長	太田広則	君
委員	大倉裕一	君
委員	庄野末藏	君
委員	古嶋津義	君
委員	前川祥子	君
委員	山本幸廣	君
委員	幸村香代子	君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

建設部長	市村誠治	君
建設部総括審議員 兼次長	下川哲夫	君
土木課長	松本浩二	君
都市整備課長	西 竜一	君

市民環境部

市民環境部次長	湯野孝	君
市民環境部次長	堀泰彦	君
環境センター建設課長	山口敏朗	君
環境センター建設課 環境センター建設係主査	田島雄一郎	君
廃棄物対策課長	山口修	君

財務部

財務部首席審議員兼 契約検査課長	山本洋治	君
---------------------	------	---

○記録担当書記

岩崎和平 君

（午前10時00分 開会）

○委員長（成松由紀夫君） 皆さんおはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、先に配付してあります付託表のとおりであります。

なお、所管事務調査において、先にお知らせしておりました案件以外にもお手元配付のレジュメのとおり、本委員会において調査が必要であると思われる案件につきまして、調査項目に追加し、審査をいたしたいと思っております。

◎議案第53号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第1号（関係分）

○委員長（成松由紀夫君） それでは最初に、予算議案の審査に入ります。

まず、議案第53号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第1号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳出の第7款・土木費について、建設部から説明をお願いいたします。

○建設部長（市村誠治君） はい、委員長。

○委員長（成松由紀夫君） 市村建設部長。

○建設部長（市村誠治君） はい。皆さんおはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部長の市村でございます。

本委員会に付託されました議案第53号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第1号中、当委員会所管分につきまして、下川総括審議員兼次長並びに関係課長より説明させますので、よろしくをお願いいたします。

○建設部総括審議員兼次長（下川哲夫君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、下川建設部総括審議員兼次長。

○建設部総括審議員兼次長（下川哲夫君） はい。建設部総括審議員兼次長の下川でございます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○建設部総括審議員兼次長（下川哲夫君） それでは、補正予算書の2ページをお開きください。

第1表・歳入歳出予算補正でございます。3ページの歳出以降で当委員会所管分を御説明いたします。

款7・土木費では、補正前の額58億2242万1000円に1億3992万円を増額補正し、59億6234万1000円といたしております。

内訳としましては、項2・道路橋梁費で補正前の額17億5435万2000円に1億387万円を増額補正し、補正後の予算を18億5822万2000円とするものでございます。

項3・河川費で補正前の額7095万600

0円に305万円を増額補正し、補正後の額を7400万6000円とするもの。

また、項5・都市計画費で補正前の額32億8179万円に対し、3300万円増額補正し、補正後33億1479万円とするものでございます。

今回の補正理由といたしましては、道路橋梁費の中で、社会資本総合整備事業において国からの交付内示が市の予算措置額を上回ったための増額補正や、道路橋梁費や都市計画費では、平成26年6月4日に公共工事の品質確保の促進に関する法律が改定され、この基本理念及び発注者責務において、本市では本年度4月1日以降に起案する施行何分から、担い手の中長期的な確保、育成に必要な適正な利潤確保ができるよう、市場における施工実績等を的確に反映した予定価格を設定し、適用することとしたため、当初予算より工事費が増額し、不足額の補正をお願いするものでございます。

また、河川費では、平成27年度から新たに実施される県の土砂災害危険住宅移転促進事業費補助金を活用し、土砂災害特別警戒区域地区内の通称レッドゾーンに居住する方々を土砂災害から生命及び身体を守るため、移転を促進するためのもので、移転される場合、移転に要する経費の一部を補助するための補正でございます。

詳細につきましては、5ページ以降の一般会計補正予算書に関する説明書で御説明します。15ページをお開きください。

款7・土木費、項2・道路橋梁費、目3・道路新設改良費、増額補正5000万円は、節15・工事請負費で、説明欄記載の市内一円道路改良事業を対象に、公共工事の品質確保の促進に関する法律の改定を受け、増額補正をお願いするものでございます。

次に、目4・橋梁維持費、増額補正5387万円は、節13・委託料分でございます。説明

欄記載の橋梁長寿命化修繕事業で、橋梁の詳細点検及び橋梁補修工事に必要な設計業務を行うものでございます。この事業において、国からの交付内示が市の予算措置額を上回って内示されたことを受け、補正をお願いするものでございます。

委託の内容は、当初予算で橋梁長寿命化修繕計画に伴う橋梁詳細点検を200橋予定しておりましたが、増額補正により262橋追加し、462橋の点検を行うものでございます。点検率といたしましては、26%でございます。また、補修が必要な橋梁の実施設計を当初予算の20橋から4橋追加するものでございます。

次に、16ページをお願いいたします。

項3・河川費、目1・河川費、305万円の増額は、節12・役務費で5万円、これは県の土砂災害危険住宅移転促進事業に関連し、レッドゾーンに居住する方々が、移転後の跡地に建物が建てられないよう周知する看板の設置費用でございます。節19・負担金補助及び交付金、300万円は移転促進補助金1件分でございます。

次の表の項5・都市計画費、目4・公園費、3300万円の増額は、節15・工事請負費分で、公共工事の品質確保の促進に関する法律改定で、増額補正をお願いするもので、工事の内容は、説明欄の龍峯地区公園整備事業を平成27年度完成を目指すための補正でございます。

次に、お手元にお配りしております資料を御説明させていただきます。表紙右枠で、黒枠で資料と記したA4版2枚物でございます。

よろしいでしょうか。

今回補正の新規事業分で、土砂災害危険住宅移転促進事業の資料を配付させていただいております。なお、平成27年1月末現在でレッドゾーン内に801戸あり、区域指定の進捗率は約70%でございます。残りは今年度調査する予定でございます。調査済み箇所の確認は、熊

本県土砂災害情報マップを検索していただければ、地図が表示され、おおむね確認でき、詳細につきましては本市危機管理課で確認ができます。

以上で款7・土木費の説明を終わりますので、審議方よろしく願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ございませんか。ございませんか。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。先ほどのですね、説明の中で、法の改定の部分で市内一円道路と街路事業の分と、龍峯の公園事業のほうがあったんですけども、そのほかの事業というのは、これで適用するようなものはないんでしょうか。

○建設部長（市村誠治君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、市村建設部長。

○建設部長（市村誠治君） 該当するものにつきましては、ほかにも河川、それと都市下水路とか、もろもろ工事発注関係につきましては全て対象になります。

ただ、今回の分につきましては、生活に一番密着する道路ということで、道路工事の場合はある交差点から交差点とか、沿線の利用をですね、確認しまして、地元と打ち合わせながら施工区間を決めるわけですが、そこで工事費用が増額になった場合、延長の縮小等が考えられます。そのようなことで生活に一番密着する分についてということで、道路のほうを上げさせていただきました。

あと、河川と都市下水につきましては、その中で調整がつくということで判断いたしましたので、今回お願いしておりません。

それと、龍峯公園につきましては、今年度竣工する予定でございます、3月末に。というこ

とで、完成をするためには費用が、不足する費用を補正する必要があったことから、今回お願いした次第でございます。

以上です。（委員幸村香代子君「はい」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員（大倉裕一君） はい、関連してよろしいですか。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 今、改正品確法のほうで単価が改定されたので影響があったということですが、実際発注をされてですね、行政が出している金額と受注された業者さんのその労務単価、——そこで働かれる方への単価ですね、がきちんと支払われなければ、この上げるという部分が効果がないのではないかというふうに思うわけですが、そのあたりの関与について、行政としてどのような対応を行おうと思っていらいっしゃいますか。

○委員長（成松由紀夫君） はい、市村建設部長。

○建設部長（市村誠治君） はい。品確法に基づき、経費が上がりましたのは、主に諸経費の部分が7%か8%、それと4月1日、それ以前に2月に労務単価のほうが増したということで改正があったんですが、大体1割程度上がっています。で、その中で支払い関係ですね、については適切な支払いをするようにということで、県のほうからも国のほうからもですね、通達がっておりますから、その周知ですね、請負業者のほうにはその周知をもってやっていると。ただ、幾ら支払いがなされてるかというのは、我々も把握はしておりません。ただ、国のほうとかですね、いろいろ機関がありますので、そちらのほうで対応されているのかなと思っております。

以上です。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） なかなかですね、業者さん側のところに入り込むというのが、干渉、確認をするというのが難しい状況にあると思うんですけども、こういった改正の趣旨をしっかりと行政のほうでも捉えていただいてですね、ここは協力と呼びかける部分しかないかなというふうにも考えますので、そのあたりを理解していただいて、取り組みを進めていただければと思いますので、よろしくお願いしておきます。

○委員長（成松由紀夫君） はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第53号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第1号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第70号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第2号（関係分）

○委員長（成松由紀夫君） 次に、議案第70号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第2号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳出の第10款・災害復旧費につ

いて、建設部から説明をお願いします。

○建設部長（市村誠治君） はい、委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、市村建設部長。

○建設部長（市村誠治君） 本委員会に付託されました議案第70号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第2号中、当委員会所管分につきまして、引き続き下川総括審議員兼次長並びに関係課長より説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○建設部総括審議員兼次長（下川哲夫君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、下川建設部総括審議員兼次長。

○建設部総括審議員兼次長（下川哲夫君） はい。同じく下川でございます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○建設部総括審議員兼次長（下川哲夫君） 議案第70号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第2号中、建設環境委員会所管分を御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

下段の表、款10・災害復旧費、項2・公共土木施設災害復旧費でございます。この補正は本年6月2日から3日、また6月10日から11日にかけて発生した梅雨前線豪雨で河川施設や道路施設が被災したため、これを復旧する費用の補正をお願いするものでございます。

被災の概要は、旧八代市で道路が4路線で4カ所、坂本地区で道路が9路線で9カ所、東陽地区が道路12路線で17カ所、また河川が2河川で2カ所、泉地区で道路が11路線12カ所でございます。

道路の災害箇所は路肩が決壊し、道路幅員が狭くなっているところや、のり面が崩壊し、土砂が道路を塞いだ状況にありましたが、応急的に土砂を撤去し、またカラーコーン等を設置

し、現在通行は確保されております。

河川の災害箇所は、東陽地区の美生川や口の上谷川で護岸が決壊したものの、河川に隣接する農地への被害はありませんでしたが、本補正で道路とあわせて早急に復旧するものでございます。

それでは、目1・道路橋梁施設災害復旧費の補正額3780万円でございます。内訳は、節11・需用費で1300万円、39カ所の土砂撤去や、被災箇所の修繕を行う費用でございます。節13・委託料480万円は、3路線4カ所の復旧のための調査測量設計業務委託費でございます。節15・工事請負費、2000万円は、3路線4カ所の災害復旧工事分でございます。

同じく目2・河川施設災害復旧費では、100万円の増額補正をお願いするもので、内訳は、節11・需用費100万円、東陽地区の美生川や口の上谷川の被災した護岸の修繕料でございます。

次に、手元にお配りしました資料の説明をさせていただきます。表紙右肩に黒枠で資料2と記しましたA4版の9枚物でございます。これに、被災箇所と被災状況の写真を張り合わせたもの、また最後の7ページには、今回斜面崩壊後通行不能となり、孤立世帯が生じた坂本町の市ノ俣線の被災及びその後の経過について記した資料を配付いたしております。

最後のページの被災した市ノ俣線につきまして、簡単に説明させていただきます。

被災の発生日時は6月3日午前7時45分、被災箇所は国道219号沿いの坂本町中津道から3キロほど山合いに入ったところでございます。市道市ノ俣線の横道橋付近の山腹がのり長100メートル、幅70メートルにわたり崩壊し、路面に土砂が堆積し、橋梁のガードレール等を破損させたものでございます。路面に土砂が堆積したことにより通行不能となり、市ノ

俣、横様の2地区15世帯が孤立したものでございます。

同日19時には土砂の撤去を行ったものの、壊れた山腹の安全確認ができず、その日は全面交通どめを行っております。

翌日、防災の専門家であるテックドクターによる崩壊斜面の現地調査と大型土のうを設置し、通行の安全を確認し、午前11時20分に全面通行どめを解除したものでございます。

その後、市では再度の大雨により斜面崩壊等が発生するおそれがある場合に、事前に道路の通行規制を実施するための規制基準を作成したところでございます。規制基準の概要は、時間雨量20ミリ以上、また連続降雨量100ミリ以上に達した場合に通行どめを行うことや、雨の降り具合で通行規制の解除を定めたものでございます。あわせてこれを周知するための連絡先等の確認を行っております。

6月11日未明、この基準である降雨量が発生したため、午前5時10分に再度市の職員で全面通行どめを行っております。同日、大型土のうを追加し、その後の降雨量と現地を確認し、翌12日午前8時20分に全面通行どめを解除いたしております。

今後の予定といたしましては、道路は市が8月に国の災害査定を受け、復旧工事を行う予定です。崩壊した斜面は県が災害関連緊急治山事業で土どめ工、排水工等の施工の採択を目指し、国と現在協議中でございます。10月から11月ごろの工事着手と年度内完了を目標にしているところでございます。また、翌28年度には別途事業で緑化工事を実施したい旨聞いております。

河川は、県管理河川の川俣川で倒木が河川に堆積いたしました。撤去が完了し、今後治山事業の進捗を見ながら埋塞土砂の撤去を行いたいと聞いております。簡単ですが、市ノ俣線の被災説明とさせていただきます。

以上で、款10・災害復旧費の当委員会所管分の説明を終わります。審議方よろしく願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） はい、それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ございませんか。ございませんか。なければ……。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） これ市ノ俣のようなですね、状況に、土砂災害になるような箇所というのは、事前にわかっている部分というのは、今あるんでしょうか。広い範囲だからですね、どこというのはなかなかわかりづらいかもしれませんが、今後梅雨どき、7月の下旬ぐらいまでことは続くんじゃないかという話もあるものですから、そういったところで、一応今どの辺が危ないかなという、何かそういったものはわかっている部分がありますか。

○建設部長（市村誠治君） はい、委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、市村建設部長。

○建設部長（市村誠治君） 先ほどレッドゾーンという話が出ましたが、そういう土砂崩壊が、危険性があるというところにつきましてはですね、県のほうでですね、把握されておるんですが、道路面とか河川、これについては管理者、河川管理者とか道路管理者が把握して行うことになっております。

で、今回の道路に影響したこの市ノ俣の災害のような道路ののり面ですね、につきましては市内全域に調査をかけておりまして、順次、のり面の強化等を行っているところでございます。今回お願いしております5000万ですか、橋梁の補修につきましても、その事業でございまして。一応把握はしているんですが、優先順位をですね、つけながらやっている状況でございまして。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） のり面の強化という形になりましたら、これは災害復旧工事の手前ということですから、ちょっとこのところよくわからないんですけど。災害があったときの復旧工事は国ないし県からの予算がおりるというふうには聞いていますが、この前の段階の強化という場合は、かなりやっぱり市からの手出しというのがなりますか。それとも、レッドゾーンの場合だったらそうでもないとか。

○建設部長（市村誠治君） はい、委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、市村建設部長。

○建設部長（市村誠治君） できるだけですね、国の補助金、交付金事業を活用して今やっているとございます。なかなか国のほうもですね、予算的には厳しい状況でございますが、積極的な要望を行ってですね、予算獲得に努めていきたいなと思っております。

○委員長（成松由紀夫君） はい、ほかにございませんか。

はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。年度内の完了ということを目指しておられるということでしたけれども、できるだけ早い竣工をですね、目指して取り組んでいただきたいというふうに、まづもって要望をしておきたいというふうに思います。

で、通行規制の規制基準のところを1つ教えていただきたいんですが、時間雨量20ミリ、連続雨量100ミリということですが、この基準となる観測地点というのはどこの地点を参考にされるのでしょうか。

○委員長（成松由紀夫君） はい、下川建設部総括審議員兼次長。

○建設部総括審議員兼次長（下川哲夫君） はい。この被災地に一番近いところは球磨川の国交省が雨量計を設置しておりまして、あそこが、川岳というところに雨量観測所があります。被災箇所が一番近いところ。そのデータがパソコン等で、ネットで見れますので、現在はそれを把握しながらやっていると。あとは降る雨の量につきましては、気象庁等が出しております降雨予測、そういうのを見ながら準備しているということです。（委員大倉裕一君「はい」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） はい。先ほどの災害におけることですが、レッドゾーンにおけるその集落地近辺の道路に関して、災害復旧になる前にですね、そういったのり面の強化というところが予算確保という面において、県なり国のほうへの要望を今後も強く要望しておきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決をいたします。

議案第70号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第2号中、当委員会関係分について原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号・市道路線の廃止について

◎議案第64号・市道路線の認定について

○委員長（成松由紀夫君） 次に、事件議案の審査に入ります。

議案第63号・市道路線の廃止について及び議案第64号・市道路線の認定についての2件については関連がありますので、本2件を一括議題とし、採決については個々に行いたいと思います。

それでは、本2件について、一括して説明を求めます。

○土木課長（松本浩二君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、松本土木課長。

○土木課長（松本浩二君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）土木課長の松本でございます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○土木課長（松本浩二君） それでは、議案第63号・市道路線の廃止について、議案第64号・市道路線の認定については、市道が県道へ移管することに伴う廃止が1路線、一旦廃止した後に終点を変えて再度認定するものが3路線と、それぞれに関連がありますので、一括して説明させていただきます。それぞれの路線につきまして、カラー刷りの資料3を準備させていただいておりますので、お手元の議案書とあわせてご覧ください。

まず最初に、廃止のみになります北部幹線について御説明いたします。それでは、議案が41ページ、位置図が42ページをごらんください。資料といたしましては1ページになります。

この路線は一般県道八代港線、いわゆる通称臨港線の田中西町交差点付近を起点といたしまして古閑中町の八千把地区土地区画整理事業地

内を経て、同じく古閑中町の変則交差点に至る都市計画道路北部幹線として昭和63年1月に市道認定され、土地区画整理事業の進捗によりまして、平成25年2月に全線を供用開始した路線でございます。このたび4月2日に、これまでの永碇町から高小原町を経由していた県道の区域変更がなされ、この北部幹線が主要地方道八代鏡線となりましたので、今回県道と重複している状態になっている本路線の廃止をお願いするものでございます。

次に、41ページに記載の路線番号124番、古城八の字線と、4165番の八の字線は関連がありますので、2路線を一緒に説明させていただきます。図面といたしましては、43ページ、資料は、カラーのほうは2ページと3ページのほうになります。

図面の中央部にありますのが一級河川の南川でございます。麦島線との交差点を起点に南川右岸までを八の字線、そこを起点に植柳新町二丁目を経て、葭牟田町で県道八代不知火線に至る路線が古城八の字線でございます。

今回、現在市で施工中の南部幹線との連携強化を図る目的で、この古城八の字線と南部幹線を結ぶ事業を進めるに当たり、路線の性格と位置づけを明確にする意味もあり、一旦この2路線を廃止し、再度認定することで市道の路線網を再編するものでございます。

再編後に新しく認定する路線の位置図を、46ページ並びに資料の3ページのほうにお示ししてございます。

議案書45ページに記載の路線番号124番の八の字線を、起点を古城町の麦島線交差点、終点を葭牟田町の南部幹線にタッチする都市計画道路八の字線と同じ区間を八の字線とし、129番の植柳新町葭牟田町線は、植柳新町二丁目の八の字線との接点を起点として、葭牟田町で県道八代不知火線に至る路線として認定をお願いするものです。

最後に、41ページ並びに45ページに記載の路線番号46番の下有佐新川線でございます。資料のほうで4ページのほうに記載をさせていただいております。

この路線は、市で有佐駅西側に開発いたしました宅地分譲地と、JR鹿児島本線の間を通り、南方向へのアクセス道路となります下有佐南北線と起点部分におきまして区域が重複することになりました。そのため、起点を約10メートル程度北側にずらす起終点の変更が生じたことから、一旦路線全部を廃止し、再度認定するものでございます。

以上で、議案第63号・市道路線の廃止についてと、議案第64号・市道路線の認定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） はい、以上の部分について一括して質疑を行います。

質疑ございませんか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。濟いけません、廃止のほうは質問はないんですけれども、新設の認定のほうで、資料のほうの3ページで新設部分、オレンジで表示をしてある部分があると思いますが、こちらのほうについては、事業的にはいつごろになって、事業費が幾らぐらいを見込んでいらっしゃるのかというところを教えてください。植柳新町のところから南部幹線につながる――。

○委員長（成松由紀夫君） 誰が答弁しますか。

○都市整備課長（西 竜一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） 西都市整備課長。

○都市整備課長（西 竜一君） それでは、お答えいたします。

当該路線はですね、八の字線の新規認定分というということになります。新規の事業箇所とい

うことになります。延長が190メートルでございます。全体事業費ですね、全体事業費につきましては2億4000万円を予定しております。事業期間としましてはですね、今年度、27年度からですね、27年度から27、28、29、3カ年を予定しております。

以上、説明を終わります。（委員大倉裕一君「はい。ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

まず、議案第63号・市道路線の廃止については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

次に、議案第64号・市道路線の認定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任いただきたいと思います。が、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会します。

（午前10時34分 小会）

(午前10時34分 本会)

- 委員長(成松由紀夫君) 本会に戻します。
- 建設部長(市村誠治君) はい、委員長。
- 委員長(成松由紀夫君) はい、市村建設部長。
- 建設部長(市村誠治君) 先ほど議案第70号・八代市一般会計補正予算・第2号中につきまして、前川委員のほうから質問があった件につきまして、5000万円の、私、のり面等の改良という点をお答えさせていただいたんですが、橋梁の補修ということで訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。
- 委員長(成松由紀夫君) はい、前川委員よろしいですか。
- 委員(前川祥子君) はい。
- 委員長(成松由紀夫君) それでは、小会します。

(午前10時35分 小会)

(午前10時36分 本会)

◎所管事務調査

- ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
- ・生活環境に関する諸問題の調査

○委員長(成松由紀夫君) 本会に戻します。

それでは次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、生活環境に関する諸問題の調査に関連して3件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

-
- ・生活環境に関する諸問題の調査

(環境センター建設事業の進捗状況について)

○委員長(成松由紀夫君) それでは、まず、環境センター建設事業の進捗状況についてをお

願いいたします。

○市民環境部次長(湯野 孝君) はい、委員長。

○委員長(成松由紀夫君) 湯野市民環境部次長。

○市民環境部次長(湯野 孝君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 市民環境部次長の湯野でございます。よろしくお願いいたします。

環境センター建設事業の進捗状況について、環境センター建設課の山口課長が説明しますので、よろしくお願いいたします。

○環境センター建設課長(山口敏朗君) はい、委員長。

○委員長(成松由紀夫君) はい、山口環境センター建設課長。

○環境センター建設課長(山口敏朗君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 環境センター建設課の山口でございます。よろしくお願いいたします。

環境センター建設事業の進捗状況について御報告させていただきます。座って説明させていただきます。

○委員長(成松由紀夫君) どうぞ。

○環境センター建設課長(山口敏朗君) 委員の皆様は資料のほうをお渡ししてあるかと思えます。資料に基づいて御説明させていただきます。それでは、資料の1ページ目をお開きください。

まず、本年3月18日に建設請負契約の議会承認をいただきました後、環境センター建設事業に関する業務委託契約を2つ行っておりますので、その概要を御説明いたします。

まず、業務名、八代市環境センター建設事業に伴う設計施工監理業務委託です。業務目的は、環境センター建設事業に関し、要求水準書、DBO事業者の提案書、基本契約等に基づき、DBO事業者が行います設計、施工、運営

及びDBO事業者以外の民間事業者が行いますマテリアルリサイクル推進施設や、管理棟、緑地エリア、外構などの設計、施工に対し、次の業務を実施するとともに、本事業の実施に伴い発生するさまざまなトラブルや契約上の疑義について、専門的な見地による適切なアドバイスを提供し、地方自治法に定める契約の適正な履行を確保するため、必要な管理、監督並びに本市への報告を行わせるものとなっております。

業務内容は、設計モニタリング業務、施工モニタリング業務、事務補助業務、財務モニタリング業務、管理運営モニタリングマニュアル作成業務、要求水準書等に基づく各種設計書等の審査業務となります。

対象施設は、八代市環境センター建設事業の対象施設の全てとなります。

入札は、平成27年3月20日に制限つき一般競争入札、電子入札で行われ、応札者は2者でした。落札者は、株式会社エイト日本技術開発熊本支店で、落札価格は消費税抜きで6000万円でした。

業務期間は、契約日である平成27年3月31日から平成30年3月30日までとなっております。

現在、日立造船との基本設計の打ち合わせ協議を行っておりますが、エイト日本技術開発も全て打ち合わせ協議に同席しており、アドバイス等が行われております。

続きまして、業務名、八代市環境センター建設事業に伴う環境影響評価事後調査業務委託です。

業務目的は、平成22年度から25年度に実施した環境影響評価において、環境センター建設事業が周辺環境に及ぼす影響を予測評価していることに対し、熊本県環境影響評価条例に基づき、対象事業に係る工事等の実施中及び土地または工作物の供用開始後において、環境の状況を把握するために調査を行い、環境影響評価

事後調査報告書を作成するものです。

調査対象は、工事の実施、環境保全対策の実施状況や、大気質、悪臭、騒音、水質、鳥類、植物、魚類、底生生物などとなっております。

入札は、平成27年3月20日に制限つき一般競争入札で行われ、応札者は7者でした。

落札者は、新日本開発工業株式会社熊本事務所で、落札価格は、消費税抜きで2249万円でした。

業務期間は、契約日である平成27年3月30日から平成31年3月15日までとなっております。

本年5月19日から、まずは底生生物、植物の調査を開始しているところです。

今後の予定といたしましては、一覧表にまとめております丸印のある項目が各年度に実施する調査項目となっております。なお、大気質、悪臭、騒音は、その測定値が最大になると予測されている時期に実施することとなっております。

以上、2つの業務委託を発注いたしております。

資料の2ページ目をお開きください。

続きまして、本年度に入りましてからの八代市環境センター建設事業の進捗状況について御報告します。

現在、基本設計を行っておりますが、まず基本設計、実施設計を行っていく上での施設整備の方針を再確認する意味で御説明いたします。

まず、環境センター施設整備の基本方針であります資源の有効利用によりできる限り最終処分しない施設であること、長期の安定稼働と効率性にすぐれた施設であること、環境に配慮した安心・安全な施設であること、周辺と調和し、市民に親しまれる環境拠点施設であることの4項目を遵守できる施設整備を行うこと、また、現在の資源の目の分別品目数に対応した施設整備を行うこととして臨んでいるところでご

ざいます。

次に、2項目め、日立造船との打ち合わせ状況につきましては、基本設計の協議を4月から開始し、現在まで5回行っております。マテリアルリサイクル推進施設、管理棟、環境学習施設を中心に協議を行っており、今後はエネルギー回収推進施設、車庫棟、緑地エリア、外構及びインフラ等の整備などの協議を進め、9月末には基本設計を終え、10月から実施設計に入る予定といたしております。

9月の委員会には、施設の配置やパース、各施設の概要や予算規模、工事、工程など、環境センターの全体像を報告できるよう、日立造船との打ち合わせ協議を密に行っていきたいと考えているところです。

続きまして、その他の関係機関との協議につきましては、まず八代漁協さんと温水の供給について協議を行っております。八代警察署とは、環境センターの出入り口の位置についての協議を、消防署とは消防設備についての協議を、そして国と県とは、建設用地——国有地3.1ヘクタールの取得手続についての協議を、それぞれ随時行っているところです。なお、用地取得のスケジュールにつきましては、後でスケジュールの表で説明させていただきます。

続きまして、セメント工場の現地確認について御報告します。日立造船からの提案のあったセメント工場3社の焼却灰のセメント資源化の状況や、今後の受け入れ態勢などについて現地確認を実施いたしました。

本年5月27日に宇部興産セメント工場を、5月28日に三菱マテリアル九州工場の黒崎地区と苅田地区を、そして6月11日には太平洋セメント大分工場の現地確認を行いました。

宇部興産と太平洋セメントは、焼却灰を搬入するセメント工場において一連の流れで資源化を行いますが、三菱マテリアルにつきましては

は、黒崎地区にあるセメント工場に搬入し、一旦この工場で焼却灰の塩分を取り除く脱塩処理を行った後、同工場内または苅田地区にあるセメント工場で資源化を行います関係から、2カ所の工場の現地視察を行ったところです。

資料の3ページをお開きください。

視察を行いましたセメント工場の写真を載せております。写真の最初が宇部興産セメント工場です。上段の写真が工場の全景で、下の写真が焼却灰の異物をふるい分けする前処理施設です。裏面の写真の上段につきましては、高塩素バイパス設備になります。排ガス中の塩素分を除去する施設で、この設備を設置したことで塩素分の多い廃棄物の処理が容易になったとのことです。下段の写真は、セメント原料を焼成するためのロータリーキルンです。

続きまして、次のページ、5ページから三菱マテリアル九州工場です。上段の写真は、苅田地区工場の全景です。下段の写真は黒崎地区の工場内にある焼却灰の受け入れストックヤードです。裏面に行きまして、ストックヤード内の写真になっております。下の写真が焼却灰の異物をふるい分けする設備になります。次のページの上段は、焼却灰の脱塩処理を行う施設になっております。下段の写真がセメント原料を焼成するためのロータリーキルンでございます。

最後に、9ページからは、太平洋セメント大分工場です。上段の写真は、工場の全景写真となっております。下の写真は焼却灰のストックヤードとなっております。裏面のほうに、セメント原料を焼成するためのロータリーキルンの写真を載せております。

以上で、写真の説明を終わらせていただきます。

ページを2ページのほうに戻していただけますでしょうか。

セメント工場を現地確認しまして、まず3工場の合わせたセメントの製造能力は約1200

万トンで、焼却灰の受け入れ可能量は、原料全体の0.5%から1%に当たるところです。約8万トンが26年度の受け入れ可能量で、26年度はその半分の4万トンとのことで、焼却の処理先を3工場に分散することで受け入れ可能量が十分に確保されていることを確認してきてまいりました。

また、持ち込まれた焼却灰を前処理としてふるい分けをし、鉄以外の焼却灰は全てセメントの原料として利用するとのことで、最終処分しなければならない廃棄物は発生しないとのことでした。いずれの工場も十分な受け入れ体制がとられており、持ち込む焼却灰を資源化するための体制が整っているということを確認してまいりました。

現在、どの工場でも五、六自治体の焼却灰を単年度契約で受け入れており、長期契約では1工場が、地元の事務組合のみを現在受けているとのことで、今後は3工場とも八代市を含む2自治体との長期契約に基づき、焼却灰を受け入れることとなっております。

なお、不測の事態が生じた場合において、長期契約を行っている自治体を優先させていくことと、2つの工場の受け入れが困難になった場合においても、1社で受け入れることも可能である旨の確認もいたしてきております。

以上で、セメント工場確認状況について御説明終わります。

最後に、今後の予定について、別紙スケジュール表をもとに御説明させていただきます。資料の一番最後のほうに、カラー刷りのA3版のスケジュール表をつけておりますのでご覧ください。

スケジュール表の、色のついていない部分につきましては、26年度までに終了した事業内容となっております。カラーになっております部分が、今後のスケジュールとなっております。

まず、上段の環境影響評価事後調査について御説明します。先ほど業務委託契約の内容で御説明させていただきましたが、契約後、新年度に入りまして5月19日から底生生物や植物の調査から開始をしているところです。その後、28年度には、工事実施状況、大気質、騒音、水質、鳥類、植物、魚類、底生生物の調査を、29年度には工事の実施状況、水質、鳥類、植物、魚類、底生生物の調査を、そして30年度、——済いません、表中では29年度までしかございませんでしたので、ちょっと続けて掲載しておりますけれどもご了承ください。30年度には供用開始後ということで、悪臭のほか、水質、鳥類、植物、魚類、底生生物の調査をしていくこととなっております。

毎年調査結果をとりまとめ、最終年度には環境影響評価事後調査報告書を作成し、1カ月間の縦覧公告を行うこととしております。

以上が、環境影響評価事後調査業務の今後のスケジュールでございます。

続きまして、2段目の国有地の取得スケジュールについて御説明いたします。表の2段目をご覧ください。

県有地の2.6ヘクタールにつきましては、昨年12月議会におきまして、取得の議決をいただき、所有権移転登記も完了し、現在市有地となっております、本年度は国有地の取得に向けて国、県との協議を進めてまいります。現在、紺色の部分になりますけれども、6月の県議会において、国有地取得の議案が提案されており、議決されますと、県の所有となります。その後、右の部分ですが、7月には国から県への所有権移転登記手続がなされることになります。市は、県の登記手続が完了次第、速やかに県に対して売却申請を行います。その後、9月議会に用地取得のための補正予算を提案させていただきますが、昨年度の流れと若干違いますが、県の財産審議会が昨年度は市の補正予算の

提案前に行われましたので、その情報をもとに補正予算を決定いたしました。本年度は9月の県議会の後に県の財産審議会が開催される関係上、補正予算の根拠には県が国有地を取得するときの売買契約額や、県が実施しました不動産鑑定評価の資料及び市が発注します不動産鑑定評価の結果をもとにすることとしております。

補正予算の御承認をいただければ、10月の財産審議会の後に仮契約を締結いたします。その後、12月の県議会には財産処分の提案がなされますので、市議会には財産取得の議案を提案させていただくことになります。県議会、市議会の両議会での御承認をいただければ、土地代の支払い、所有権移転登記の事務手続きを行い、環境センター建設用地の取得手続きが全て完了することになります。

スケジュール案では、1月に土地代の支払い予定となっておりますが、土地代の支払いが完了すれば、国有地につきましても造成、地盤改良等の工事に着手できるとのことですので、支払いに関する事務手続きを12月下旬までに終了する方向で、県と協議を行っているところで、

最後に、工事のスケジュールについて御説明いたします。下段から2段目をごらんください。3月の建設環境委員会でも若干御説明いたしておりましたが、再度御説明させていただきます。

今年度9月末までに基本設計を行い、その後実施設計を28年3月末までに完了させ、計画通知の確認済証の交付を受けることになります。また、5月18日から現地のボーリング調査や、測量を開始しております。造成、地盤改良等の工事につきましては、12月から現在取得しております元県有地から着工予定としているところです。平成28年4月になりますと、本体の工事着手し、平成30年度末の完成を予

定しているところです。

以上、環境センター建設事業の進捗状況についての御説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） はい、以上で環境センター建設事業の進捗状況について、何か質疑、御意見はございませんか。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） 済いません、委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口課長。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） 済いません、ちょっと訂正を。私がお話しました内容で1カ所間違えておりました。

3工場合わせたセメント工場の製造能力につきまして、1万2000トンと言ったような記憶がございます。1200万トンでございました。申しわけございません。訂正させていただきます。1200万トンでございます。

○委員長（成松由紀夫君） はい、よろしいですか。

それでは、質疑をお願いいたします。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。スケジュールのところでお尋ねをしたいんですが、基本設計の期間が27年の9月を予定とされていて、で、この間ですね、一番最初新しい環境センターを建設するときに、市民の皆さんのところから、学校とか市民団体のところから学習機能を持った環境施設ですね、そういったあたりの意見とかをいただいている、それをどんなふうに関反映させるかということについてやりとりをするべきだろうというふうなお話をずっとさせていただいていたと思います。で、この間、執行部は、この基本設計の間にその機会を持ちたいとかというふうな回答をいただいていたんですが、具体的にはどの時点でというか、どの時期にというふうにお考えになっているのかなとい

うふうに思うんですが。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口環境センター建設課長。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） はい。現在、入札におきまして事業者のほうから環境学習施設の内容について提案があつてるところです。それを今度は市民環境部の環境3課の中で方向性を最終的に取りまとめまして、それをまた意見を言っていただきました皆さんにバックしまして、ちょっと御意見をいただきましてですね、最終的な環境センターの中の環境学習施設ということを取りまとめていきたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

○委員長（成松由紀夫君） はい、幸村委員。

○委員（幸村香代子君） そうすると、この9月ぐらいまでの間にはあるというふうに思っているんですか。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） はい、委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口課長。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） はい、9月までの間には必ず行うということで考えております。（委員幸村香代子君「はい。わかりました」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、ほかにもございませんか。

○委員（山本幸廣君） よろしいですか。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山本委員。

○委員（山本幸廣君） スケジュールの中で、実施設計と建設工事の中で、5月から12月まで、現地着工するまでボーリングの調査と測量等がありますね。これについては、以前から八代漁協さんとしっかりした対応をしてくださ

という要請をした経緯があります。そこらあたりについては、八代漁協さんも組合長さんも新しくかわられて、二、三日前に総会があり、新組合長が新役員さんの決定をされたんですね。そういうことを踏まえて、ボーリング調査等々についてはですね、支障のないようにして、相互が理解をするようなですね、調査の方法、いろんな面が出たときには早急に解決するようにですね、対策等をしっかりしていただきたいということで、これは要望であります。（環境センター建設課長山口敏朗君「はい」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） 要望ですね。はい、ほかにもございませんか。（委員山本幸廣君「何かあれば言ってよかよ。そがんことせぬけんが、大丈夫ばいとか」と呼ぶ）

質疑ですね。はい、山口課長。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） ボーリング調査に入ります前に、漁協さんのほうには入りますということをお伝えしているところです。事業者のほうにも周辺環境に配慮するようということをお伝えしておりますので、周辺に影響のないようなですね、工事を進めていくよう、こちらのほうもきちんと干渉していきたいというふうに考えておりますし、漁協さんともちゃんとお話を続けながらですね、調査を行ってきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山本委員。

○委員（山本幸廣君） 重ねてですけども、そこらあたり十分注意しながらですね、特に業者についてはどこの業者かわかりませんが、しっかりした指導も含めてですね、お願いをしておきます。（環境センター建設課長山口敏朗君「はい」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） はい、ほかにもございませんか。

○委員（古嶋津義君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） 環境影響評価事後調査業務についてお尋ねをします。

27年の5月の19日から調査を開始しているということですが、スケジュール表を見れば、27、28、29、30とありますが、これは1年に1回ずつですか。水質は年に1回とか。

○委員長（成松由紀夫君） はい、田島環境センター建設係主査。

○環境センター建設課環境センター建設係主査（田島雄一郎君） はい。環境センター建設事業に伴う環境影響評価事後調査業務委託について御説明いたします。

平成27年度、今ですね、全般工事の実施ということと、工事の水質、植物、魚類、底生生物という項目を1回ずつ調査を行うんですけれども、28年度になりますと、大気質1回、騒音1回、水質4期、鳥類も4期、植物1期、魚類3期、底生生物1期というふうに、28年度以降になりますと、ちょっと調査の頻度がふえてまいります。

以上、お答えといたします。（委員古嶋津義君「28年度からふえるということですね」と呼ぶ）はい、そうでございます。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（古嶋津義君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、ほかにございませんか。

はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 山本委員から先に漁協さんとの関係の話がありましたけれども、それに関連するんですけれども、漁協さんから環境センター建設に伴って要望事項が何項目か出ていたと思います。その点についての説明というのは、進捗というのはどういうふうになっているんでしょうか。主には経済企業委員会のほうの担当、所管になるのかなというふうには思うんですけれども、10日のこの委員会にもたし

か説明もあったというふうに思いますので、その後の取り組みとか、状況については説明をいただくことになるんじゃないかなというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口課長。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） はい。漁協さんの要望という形で9項目上がっております。1つ目は、まず荷さばき施設の整備ということで上がっております、これは26年度末で完成しているということです。

それから、温水の供給というところで、先ほどもお話しましたが、漁協さんのほうに環境センターから温水を引き込みまして、冬の場合の水温の加温に使うということで、その協議のほうを現在進めているところです。

あと、藻場の育成でありますとか、水産振興の観点からいきます部分については、こちらのほうでもどの程度進んでいるかというのは、現在資料をこっちに持っておりますので、ここでちょっとお話することはちょっと難しいかなというところで、そのあたりを取りまとめたものにつきましては、後日資料としてお出しさせていただければなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

○委員（山本幸廣君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山本委員。

○委員（山本幸廣君） もう一つ、球磨川の水量。どこまで進んだら、それは。関連だけど。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口課長。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） はい。水量調整につきましては、国交省のほうに申し出を行っているところですが、はつきり申し上げまして、進捗していない状況でござ

います。なかなかそれぞれの水量が決められているところもございまして、難しいとも聞いております。今後も一応、国交省のほうとは協議をさせていただきたいなというふうを考えているところです。

以上でございます。（委員山本幸廣君「はい、よろしいです」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございせんか。

はい、古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） セメント工場を現地3社視察をされて、1200万トン受け入れオーケーということでありますが、現地を確認された、どなたが行かれたか知りませんが、コメントというか、その辺はございますか。大丈夫ですか。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口課長。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） はい。一応、私も現地を確認に行っております。で、御説明の中でも申し上げましたように、セメントの1トン当たりに対しまして焼却灰を使う量は0.5%か1%程度ということで、セメント工場のほうは問題ないというふうにお話されていますし、受け入れから製造までの十分な工程を確認させていただきまして、現時点では確認をした限りでは心配ないというふうにしているところです。

それから、3工場のほうにやはり分散しているというところで、1社だけに任せているところではございませんので、そのあたりにつきましても処理については安心できるところではないかというふうに考えているところです。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（古嶋津義君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、それでは、この件について委員として質疑をしたいので、暫時副委員長と交代いたします。

○副委員長（太田広則君） はい、それでは暫

時委員長の職務を行います。どうぞよろしくお願いたします。

成松委員。

○委員（成松由紀夫君） はい、よろしいですか。

環境センター設計施工監理業務のエイト日技ですね、落札者。この予定価格と落札価格があるんですが、この入札についての感想なり、担当課のちょっとお考えと、それと今、古嶋委員から出られてた、5月27、28、6月11日、これは、執行部は誰々が行かれたんですかね。そこの2点確認させてください。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） はい、委員長。

○副委員長（太田広則君） はい、山口環境センター建設課長。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） 環境センター建設事業の設計施工監理業務委託の入札に関してのこちらの感じ方ということでは、まず低入札であったというところで、いろいろ調査しましたけれども、十分事業の体制ができる状況であるというふうに確認をして、了解しているところでございます。

入札につきましては、こちらの要件と、それから入札参加の資格と、これに照らし合わせますと、全部で7者あったというところで、そのうちの2者しか応札がなかったという状況で、特にそのあたりにつきましてはですね、ほかの参加がなかったというだけのことで、こちらとしてはなかなかコメントをそのあたりについては、ちょっとできないところかなというところではございますけれども、きちんと施工監理、そういったこちらが求めます業務につきましては、きちんとやっていたけるものというところで考えておるところであります。

それから、もう一点、セメント工場の視察でございすけれども、宇部興産の荏田工場、そ

れから三菱マテリアル工場につきましては、私、それから主査の田島、それから主任の中津のほうの3名で行っております。太平洋セメントにつきましては、課長補佐の田中、それから主任の秋野、それから主任の吉井、この3名が行っているところでございます。

以上でございます。

○副委員長（太田広則君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） はい。低入札、7者あって5者が辞退。（環境センター建設課長山口敏朗君「参加をされなかったと」と呼ぶ）参加をせずということですが、少し何か低入札過ぎらせぬかなというような、普通に見たらやっぱり感じるころなんですよ。そこはしっかり目を光らせていただきたいなと思います。

それと、先ほど出ましたが、セメント資源化、これが一番ですね、20年後大変なことにならないようにお願いしたいなと、本当に20年、今まで委員会の中で大丈夫なのだろうかというのが、セメント協会のコメントも含めて議論したわけなので、そこはですね、しっかり執行部には対応していただきたいと思います。

以上です。

○副委員長（太田広則君） 要望ですか。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○副委員長（太田広則君） 答弁ありますか。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） はい。

○副委員長（太田広則君） はい、山口環境センター建設課長。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） はい。セメント工場につきましては、毎年必ず現地確認を行って、業務の状況を必ず確認するようにしていきたいと考えているところです。

また、今後のことにつきましても、セメント協会でありますとか、そういった情報を常に把握しながら、動向についても確認しながら、業務を実施していくようにしていきたいと考えて

おります。

以上でございます。

○副委員長（太田広則君） はい、それでは委員長の職務を委員長と交代します。

○委員長（成松由紀夫君） はい、それではほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で環境センター建設事業の進捗状況についてを終了します。

・生活環境に関する諸問題の調査

（支所管内一般廃棄物収集運搬業務委託の入札参加資格要件等について）

○委員長（成松由紀夫君） 次に、支所管内一般廃棄物収集運搬業務委託の入札参加資格要件等についてをお願いいたします。

○廃棄物対策課長（山口 修君） はい、委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長（山口 修君） はい。皆さんこんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）廃棄物対策課の山口でございます。着座にて御説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○廃棄物対策課長（山口 修君） はい、それでは、支所管内一般廃棄物収集運搬業務の入札参加資格要件等について御説明をいたします。お手元に配付しております支所管内一般廃棄物収集運搬業務の入札参加資格要件等についてという資料に基づきまして、御説明させていただきます。

それでは、資料の1ページをごらんください。

1番目の趣旨でございますが、本市におきましては合併協議に基づきまして、各支所管内ご

とに分割して発注することとしておりますが、これまでもこの業務委託の契約締結方法、仕様書、入札参加資格要件等につきましては、議会からもさまざまな御意見をいただいているところでございます。

今回は、現在の契約が平成22年9月から平成27年8月までとなっており、契約更新の時期に当たりますことから、入札参加資格要件等について見直しを行っておりますので、本委員会に御報告させていただくものでございます。

次に、大きな2番目の(1)でございますが、契約締結方法につきましては、従来指名競争入札としていたところでございますが、さらなる競争性の確保、またさらなる透明性、公平性の確保を目指して本市におきましては、工事以外では初めてとなります一般競争入札を導入することにしたものでございます。

次に、1ページの下の方でございますが、(2)の確実な履行の確保、ダンピング対策でございます。廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令におきましては、一般廃棄物収集運搬業務を委託する場合の委託基準が定められております。その委託基準の中に、受託料が委託業務を履行するに足る額であることという規定がございます。今回、一般競争入札を導入しておりますが、過度な価格競争に陥った場合は、この委託基準を満たさないものと考えております。さらに、この委託料の大部分を人件費と車両経費が占めておりますことから、入札額を大幅に下げて落札した場合は、確実な履行の確保がなされるのか、さらにはその企業で働く従業員の方々の人件費にも影響が及びかねないという懸念がございますことから、従来からございました予定価格の70%という最低制限価格を引き上げまして、85%としたところでございます。

次に、資料2ページの(3)、設計書の見直しでございます。平成22年度の設計書におき

ましては、各支所間で人件費の単価等が異なっていたため、今回の発注におきましては単価等を統一し、設計積算を行っておりまして、直近の経済動向を勘案し、人件費においては熊本県土木工事の労務単価を採用することとしまして、適正化を図ったところでございます。

次に、(4)の市内業者の受注機会への確保でございます。特定の業者が複数の案件を落札できることになると、確実な履行の確保ができるかどうか懸念されますことから、さらになるべく多くの市内業者さんに受注していただきたいという観点から、入札公告において複数落札制限に関する要件を設けております。本案件6本につきましては、同時に入札公告し、同日に入札、開札予定としておりまして、複数の案件において入札参加申請は可能としているところでございますが、落札者となった場合は、その時点で他の案件の入札参加資格を失うこととしております。

それでは、資料の3ページをごらんください。

今回の支所の案件の入札参加資格要件でございます。(1)の新旧対照表で、5年前の資格要件と今回の要件を比較しながら、主な見直し点を御説明いたします。

今回の資格要件は、表に記載しておりますとおり、大きく8つございます。

1点目として、一般廃棄物収集運搬業の許可を有している者であること。2点目として、競争入札参加有資格者であること。3点目として、廃棄物処理法に定める委託基準を満たすものであること。4点目として、1年以上の同種業務の受託経験があること。5点目のエリア要件としまして、市内本社の業者であること。なおかつ収集区域に主たる営業所、いわゆる本社、または支店が設置され1年以上経過していること。6点目として、それぞれの支所管内の案件の仕様書に定めております収集車両を所有

していることです。ただし、入札実施日までには、車両の確保が困難な場合には、業務開始1週間前までに車両確保の確約書を提出すればよいことにしております。7点目として、履行保証人を確保すること。最後に8点目として、業務に必要な人員を雇用することでございます。

主な見直し点でございますが、4点目の受託経験で、2年以上としていたものを1年以上に、5点目のエリア要件で、収集区域に本社または支店が設置され、2年以上経過していることとしていたものを1年以上としております。また、7点目の履行保証人の人数を2名から1名に、8点目のじんかい車に乗車する作業員の経験者2名の乗車としていたものを1名に変更しております。

5ページをごらんください。

それぞれ8つの資格要件について、なぜそのような要件としたのかの理由、根拠法令等を記載しております。主なものを御説明いたしますと、4点目の同種業務の受注経験でございますが、廃棄物処理法施行令で定めます委託基準におきまして、受託者が受託しようとする業務の実施に関し、相当の経験を有する者であることとされておりますことから設定いたしております。

また、5点目の営業所の所在地、形態、いわゆるエリア要件でございますが、これも同様に、委託基準で定めます受託者が受託業務を遂行するに足る施設及び財政的基礎を有する者であることとされておりますことから設定いたしております。エリア要件につきましては、廃棄物処理法において、確実な履行の確保が強く求められている点に鑑みまして、その収集区域内に営業所が設置されることによりまして、収集区域の実情に精通し、確実な履行の確保や、緊急時への対応も可能となると考えられることから設定しているものでございます。

いずれの資格要件におきましても、確実な履

行確保を図ることを第一としながらも、競争性を確保するため、緩和できる部分はできるだけ緩和するという考えのもとに見直しを図っております。

次に、7ページの下のほうをごらんください。

大きな4番目の契約期間でございますが、今年度の発注におきましては、環境センターの供用開始予定が平成30年4月とされておりますことも考慮いたしまして、平成27年9月1日から平成29年8月31日までの2年間としております。環境センター供用開始後は、収集ルート変更、収集運搬距離の変更などが想定されますことから、現時点では委託料の設計が困難であるため、設計額が確定している供用開始前までの平成29年までとしているところでございます。

最後になりますが、大きな5番目のスケジュールでございます。現在既に6月19日から入札公告を市のホームページで行っておりまして、約1カ月間の公告期間を経まして、7月24日に入札、その後契約を予定しております。

参考までに、資料の8ページ、9ページには、廃棄物処理に定める委託基準を掲載しております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは質疑に入ります前に、しばらく休憩いたします。

（午前11時16分 休憩）

（午前11時24分 開議）

○委員長（成松由紀夫君） それでは、休憩前に引き続き、建設環境委員会を再開いたします。

本件について何か質疑、御意見等はございませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で支所管内一般廃棄物収集運搬業務委託の入札参加資格要件等についてを終了します。

・生活環境に関する諸問題の調査

（平成２２年度における一般廃棄物収集運搬業務委託契約について）

○委員長（成松由紀夫君） 次に、平成２２年度における一般廃棄物収集運搬業務委託契約についてであります。本件については本委員会冒頭にも申し上げましたとおり、本委員会においても調査が必要であると思いますので、本日の調査項目に追加した次第でございます。御理解をお願いいたします。

それでは、平成２２年度における一般廃棄物収集運搬業務委託契約について、執行部より説明をお願いします。

○市民環境部次長（湯野 孝君） はい、委員長。

○委員長（成松由紀夫君） 湯野市民環境部次長。

○市民環境部次長（湯野 孝君） では、引き続きまして、平成２２年度における一般廃棄物収集運搬業務委託契約について、市民環境部の堀次長が説明しますので、よろしく願いいたします。

○市民環境部次長（堀 泰彦君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） 堀市民環境部次長。

○市民環境部次長（堀 泰彦君） はい。皆様こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）市民環境部の堀でございます。座らせていただきまして説明を続けさせていただきます。

それでは、お配りしております平成２２年度における一般廃棄物収集運搬業務委託契約につきまして御説明いたします。

今回は、先日の一般質問で市民環境部長が答弁しました内容につきまして、口頭のため積算

資料に基づき詳細な説明を行いますことができなかったと考えておりますので、先ほど委員長申し上げられましたように、本委員会でお時間を頂戴しまして、部長の答弁資料に基づきまして補足説明するところでございます。部長答弁と重複するところもあろうかと思いますが、御容赦いただければと思います。

それでは、お手元の資料、平成２２年度における一般廃棄物収集運搬業務委託契約についてという資料の１ページをごらんください。

項目の１番目でございますが、一般質問でお答えしました平成２２年度発注の支所管内一般廃棄物収集運搬業務委託におけます車両経費の設計額についてでございます。

まず、（１）の委託料の積算体系についてでございますが、ごらんの表に記載しておりますとおり、本業務委託の積算体系は作業員、運転手の人件費、そして燃料費、車両の減価償却費、修繕料などから成る車両経費と、その他経費、そして一般管理費から構成されているところでございます。車両経費につきましては、燃料費、車両の減価償却費以外にも、車体の修繕料、タイヤ交換等を含む修繕料など、さらに保険料も含まれております。

次に、（２）の車両減価償却費基礎額の積算についてでございますが、受託業者が保有する車両を長年にわたって使用することから、その取得に要した費用を償却期間の５年間にわたって配分する減価償却費として積算しております。まず、取得原価につきましては、複数の業者から見積書を徴しまして設定しております。その額を５年間の償却期間で除した金額が毎年の減価償却費でございます。金利を年３．５％で算定して、表の一番下の損料基礎額を算出しております。

資料の２ページをお開きください。

（３）の稼働率の積算でございますが、収集に使用します車両の運行日数を実際の稼働日の

実績で算定しまして、本庁管内の運行日数を基礎日数としまして稼働率を算出しております。この運行日数につきましては、表の下の方の米印のところに併記しておりますとおり、実際に稼働する収集日や、収集日以外にも資源物回収用のコンテナを収集日の前日に配付しますので、運行する日として加えております。じんかい車につきましては、紙類などの資源物回収にも使用することがありますことから、資源物回収に使用する日数などを加えたものとなっております。

次に、資料の3ページをごらんください。

(4)でございます。車両減価償却費の設計額・取得原価の比較でございますが、車両減価償却費の設計額につきましては、先ほど御説明しました車両減価償却費の基礎額に稼働率を乗じて算出しております。表のそれぞれの支所管内の総額を申し上げますと、5年間で減価償却費は、坂本支所管内が約1116万円、千丁支所管内が約1200万円、鏡支所管内が約1885万円、東陽支所管内が約673万円、泉支所管内が約842万円となり、表の下の方の総計欄のAをごらんいただきますと、合計で約5700万円となっております。仮に、市が車両を購入するとした場合、収集日が少なく、稼働率が低い車両にも1台分丸々購入費用を必要とすることから、総計の欄Bをごらんいただきますと、合計で約8100万円となります。この購入額と損料との差額が、表の一番下の約2400万円の差額となるという説明でございます。

次に、資料の4ページをごらんください。

(5) 車両減価償却費を含む車両経費全体額でございますが、表のほうに支所管内ごとに車両減価償却費以外の燃料費、修繕料等、車両関係税、保険料を加えました車両経費の全体額を表の一番下にまとめて記載いたしております。

次に、項目の2番目、収集車両の登録年月日

についてでございますが、それぞれの支所管内ごとに仕様書において新車購入を義務づけていました車両の最大積載量、登録年月日を記載しております。

次に、資料の5ページをごらんください。

最後でございますが、項目の3番目、入札の経緯についてでございます。実際に入札を行いました日付を表記いたしております。

以上、資料の説明でございました。

改めまして、ここで一般質問において特記仕様書等において、後日作成されたのではないかと疑念を抱かれるような説明を以前に行っていたことにつきましては、真摯に反省をし、以後、今後このようなことが起こらないよう、適切で誤りのない説明と、正確な情報に努めるよういたしていく所存でございます。まことに申しわけございませんでした。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） はい、それでは本件について、何か質疑、御意見等はございませんか。

はい、古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） ただいま丁寧な御説明をいただきましてありがとうございます。

ほとんどが車両にかかわる説明であったろうと思います。

後段のほうで次長のほうからお話がありました、ここに、この前の一般質問の質問書の内容がございしますが、業務仕様書や特記仕様書は正式な公文書と考えておられますかということでお尋ねをされております。その後、お答えとして平成22年度の坂本支所管内一般廃棄物収集運搬業務委託に係る仕様書、特記仕様書がいつ作成されたかということでございますが、当時のこの案件に係る委託料の予算執行伺の決裁日を確認しましたところ、平成22年4月30日となっておりますというお答えでございました。しかしながら、ここに坂本支所管内一般廃

棄物（可燃物及び資源物）収集運搬業務委託業務仕様書というのをいただいておりますが、これには日付が平成２２年しか入っておりません。月日が入っておりません。ということで、この前の一般質問の霧が晴れないと、そのようなことをおっしゃったのだろーというふうに思いますが、この辺のところはやっぱりはっきりしないといけない問題だと私は認識しておりますが、いかがでしょうか。

○委員長（成松由紀夫君） 誰が答えますか。

○市民環境部次長（堀 泰彦君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） 堀次長。

○市民環境部次長（堀 泰彦君） はい。ただいまの御指摘の部分につきましては、説明といたしておりますのは、現場説明会を行う時点で日付を入れる予定だった部分につきまして、日付を入れる前の資料を関係資料として私どものほうが配付させていただきましたというところでございます。そういう意味で、今御指摘のように、現説での日付が入った資料を取り寄せた上で配付することができれば誤解を生じなかったと考えておりまして、先ほど申し上げましたように、そのような不十分な内容での配付を行ったということを、あわせておわび申し上げたところでございます。

以上でよろしゅうございますでしょうか。

○委員長（成松由紀夫君） はい、古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） あった事案がもう２２年ということでございますので、さかのぼって調査をするにはですね、いま現在、熊本市のパワハラ、口利き等の問題がマスコミをにぎわせておりますし、また上天草では兼業禁止というような問題もありますので、このことにもやっぱり、さきにさかのぼって調査をする必要があると、私は思っておりますので、１００条委員会あたりの設置を視野に入れていかればというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

○委員（山本幸廣君） 委員長、よろしいですか。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山本委員。

○委員（山本幸廣君） 今、古嶋委員から、その１００条の話が出ましたが、後はもう委員長なり各委員の方々が、その１００条について意見ですから、どういうふうにするかということは、この質疑の中でですね、見守ることも大事でありますし、発言なされた以上はしっかりした中で執行部も胸の中におさめてですね、考えていただき、我々もしっかりした中で１００条というのを勉強しながら、ふさわしいのか、ふさわしくないのかというのを含めてですね、検討したいと思いますので、執行部は肝に銘じてよろしくお願いします。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） 答弁は。

○委員（山本幸廣君） 答弁は要らない。要望だけでよか。

○委員長（成松由紀夫君） 要望。はい。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なら、この件について委員として質疑をしたいと思いますので、暫時副委員長と交代いたします。

○副委員長（太田広則君） はい。それでは暫時委員長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○副委員長（太田広則君） 成松委員。

○委員（成松由紀夫君） はい。今、古嶋委員からもお話がありましたけれども、要するに特記仕様書に日付がない分で、決裁が４月３０日分の業務仕様書に日付が入っていなかったというのが、平成２２年６月議会の増田議員の質問のときに、この特記仕様書はありましたという

ことでの話で、その特記仕様書の中に一番の一番なんですよ。なお、車両は平成22年4月以降に初度登録された新車であることという文言が当時出てきてなかった。資料もなかった。それが、23年の3月のときに出てきて、その初度登録でいうと、これは坂本でのキャブオーバー、初度登録が5月28日のキャブオーバー、6人乗りですね。この辺がどうなんだというところで、後づけ作成されたんじゃないかというような疑念になっておるわけですがけれども、そこら辺について、今、執行部は済ませんできたという謝罪のあれはあるんですけども、なぜこういうことになった説明になったのか。22年6月の村田部長の答弁がそのまま素直な答弁だったと言えれば落ち着くんですけども、23年の3月の答弁で、完全にこっちの資料に当てはめられたような答弁に変わっているというところに疑義が出てきたというのがありますよね。

だから、その執行部の認識と、それともう一点がですね、笹本議員の一般質問の指摘で、最高裁判決と異なる解釈ではないかと、環境省からの部長通知にも違反するのではないかと。課長通知ですかね。（「部長通知でございます」と呼ぶ者あり）ですね。それにちょっと違反するんじゃないですかという笹本議員の御指摘があった分、2点ですね。

それと、やっぱり金額が、これ当時単年度2000万弱だったものが、いきなりぽんと5年間契約というようなことで、約9000万、1億弱ぐらいの金額がぽんと出てきたもんですから、話になって、その契約がまだ今生きとるわけでしょう。8月31日までですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）で、その金額も金額なんですけれども、その単年度が5年になると、予算が圧縮されて云々というのがありましたけれども、新車を買って与えるようなお手盛りじゃないのかというような、増田議員の指摘もあったの

で、その以上3点についてどうお考えか。

○市民環境部次長（堀 泰彦君） はい。

○副委員長（太田広則君） はい、堀次長。

○市民環境部次長（堀 泰彦君） はい。1点目につきましてでございますが、御指摘のとおり、当時執行部側から議員の皆様の方には特記仕様書の提示がなかったというふうに現時点で聞いております。大変申しわけなく思っておりますのでございます。

私どもも確認をさせていただきましたところ、いわゆる22年度の現説時点におきまして、業者側に配付していたはずであるということの確認で、ある業者さんのところに当時の現説資料としてこの特記仕様書を配付していたということを確認させていただきましたので、御指摘のように、後改ざんとかいうことをすることなく、5月の時点で特記仕様書は存在していたというふうに考えているところでございます。

なお、御指摘のように、なぜ議員の皆様方にその資料を提供していなかったというところに対しましては、先ほど申し上げましたように、大変失礼があったというふうに私ども考えておりますので、今後こういうことがないように努めてまいりたいと考えているところでございます。

2点目のお尋ねにつきまして、お答えさせていただきます。最高裁判決の趣旨についてでございますが、平成26年1月28日の最高裁判決及び平成26年10月8日付の環境省通知におきましては、一般廃棄物処理業の許可要件に関する市町村の判断に当たっては、当該区域の需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の需要への影響を適切に考慮することということが求められるとされております。一般廃棄物処理業の許可処分を行う際には、既存業者への影響を適切に考慮することが求められること、さらに委託する際には、廃棄物処理法における

委託基準を遵守することが環境省部長から通知されております。本市は、この点を遵守しているというところでございます。

また、廃棄物処理法におきましては、直接的に競争入札を妨げる規定はございません。環境省通知及び最高裁判決においても、委託する際の契約締結方法について通知、判決するものではございません。このような点を検討しました結果、本市は許可処分と異なります一般廃棄物収集運搬業務委託契約については、地方自治法、廃棄物処理法、最高裁判決の趣旨及び環境省通知を踏まえた上で、平成２２年度に行っていました指名競争入札をさらなる競争性の確保、またさらなる透明性、公平性の確保を目指しまして、先ほど述べました法令の解釈の範囲内で一般競争入札を導入したというところでございます。

次に、新車設定ということにつきましてでございますが、当時の判断としましては、新車を購入させることによって、同じ条件で新規の業者を参入させるというような前提を、２２年３月の建設環境委員会でも説明していたようでございますけれども、ただ、資格要件のほかの設定でなかなか新規業者さんの入れる条件が完全にできていなかったと。そのあたりが矛盾するところでございまして、現実としては、業者の制約を行っていたというような問題を抱えていたかというふうに判断をしております。そのような、先ほど委員長御指摘のところの１点目、３点目、あるいは先ほど環境省、最高裁判決の内容を御説明しましたように、議会で折々御指摘を受けた部分を含めまして、今回２７年度の一般廃棄物の収集運搬業務につきましては改善を行い、ある程度御理解いただけるような内容として御提示させていただいたものではないかと、私どもは考えているところでございます。

以上、答弁としては不十分かと思いますが、御理解いただければと思うところでございま

す。

○委員（成松由紀夫君） 委員長。

○副委員長（太田広則君） 成松委員。

○委員（成松由紀夫君） るるありましたが、２点目の要するに最高裁判決の解釈の部分は簡単に言うと許可行為という、その問題である。（「はい」と呼ぶ者あり）入札行為の部分については問題ないんですよというような答えて、十分理解をできました。

ただ、１番目と３番目の部分、どうしてもなかなかこれが解せないんですよ。資料の中にこの日付の入っていない業務仕様書、４月３０日。この日付のない業務仕様書のやっぱり４月以降初度登録で、この資料自体がですね、当時なかったんですよ、２２年。で、確認しました。当時の担当課の方々にもいろいろお聞きしましたけれども、結局関係の方々、当時の人たちに聞くと、この特記仕様書はいつ見られましたかという話をすると、皆さん口をそろえて言うのは、２３年４月なんですね。ということは、２３年３月の増田議員の答弁のころにはあったと思うんですが、なぜその２２年５月の現説ではありましたよという話をされますけれども、結局２２年６月の増田議員の質問のときに、これを出せば多分答弁も済むし、執行部も何も、いや、こういうことですよという説明をすれば、何ら問題がなかったと。それがなぜか担当の方々は、２３年４月から見ましたと。どうもそこで初めて見たと。あるかないかは抜きにしてですよ。見ましたというのは、みんなそういう話なものですから、２２年４月、５月にあったというのが、どうしても確認できないという疑義が残るというのがあるんですね。

だから、その職員さん方の確認も執行部はしっかりしていただかなきゃいけないのと、やはり当時あった資料を、出しませんでした、済みませんでしたということでは、これはやはり議会軽視にもつながることじゃないかなと、資

料はあったけれども提出しませんでしたよというのが通るのかなという、やはり思いになるわけですね。

それと、やっぱりどうしても、当時契約検査課を、これは契約検査課じゃなくて、各支所でやっていたというような話なんですけれども、その契約検査課の通っていないというような話もあったので、そこら辺の契約の状況、その当時のはどうなっていますか。

○副委員長（太田広則君） 誰が答えますか。

○市民環境部次長（湯野 孝君） はい。

○副委員長（太田広則君） はい、湯野次長。

○市民環境部次長（湯野 孝君） 隣のほうにですね、契約検査課が来ていますので、そちらのほうから説明させていただいてよろしいでしょうか。

○副委員長（太田広則君） じゃあ、小会をいたします。

（午前 11 時 48 分 小会）

（午前 11 時 50 分 本会）

○副委員長（太田広則君） では、本会に戻します。

発言の訂正があります。堀次長。

○市民環境部次長（堀 泰彦君） 済いません、私、先ほど最高裁判決の趣旨の説明の中で、環境省通知があった日付を平成 26 年 10 月 10 日と申し上げましたが、平成 26 年 10 月 8 日でございましたので、訂正しておわび申し上げます。大変申しわけございません。

○副委員長（太田広則君） 山本財務部首席審議員兼契約検査課長。

○財務部首席審議員兼契約検査課長（山本洋治君） はい、契約検査課の山本でございます。先ほどの 22 年当時の入札契約事務の状況についてお尋ねがあったかと思いますが、今、現職員で当時におりました人間がおりません関係で、当時どのような形で入札契約事務を契

約検査課がタッチしたかということ現時点ではわかりませんので、お時間いただければ調べてから報告させていただければと思います。

以上でございます。

○委員（成松由紀夫君） 委員長。

○副委員長（太田広則君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） はい。当時、この問題、結構増田議員が質問、通告されてから大分経っていて、当時の状況がまたわからぬ。そういうところなんですよ、結局。当時のはわかりません、わかりません。しかしながら、やっぱり行政の継続性というのはあるわけでしょう。で、指摘があつて動いて、何かまずいようなところはわかりませんになっていて、霧が晴れないという増田議員の最後の表現だったと思うんですけれども。何かまずいような部分がなかなか出てこない。で、出てきてもなかなかすっきりした答えがない。それと、どうしてもその問題になっている坂本支所管内、ここについては非常に疑義が残ると思いますよ、金額にしても、この経緯にしても。ですので、もうこれで、ここで追求してですね、云々というよりも、また継続しながらいろいろしっかり調査を進めていきたいと思いますので、結論に至らなかったということで、理解したいと思います。

以上です。

○副委員長（太田広則君） はい、今のに何かございますか。

○財務部首席審議員兼契約検査課長（山本洋治君） 委員長。

○副委員長（太田広則君） じゃあ、山本契約検査課長。

○財務部首席審議員兼契約検査課長（山本洋治君） 先ほどの件でございますけれども、次回のときに報告いたしますので、よろしく願います。

以上でございます。

○副委員長（太田広則君） はい、それでは、

委員長の職務を委員長と交代いたします。

○委員長（成松由紀夫君） ほかに何かございませんか。ないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 以上で平成２２年度における一般廃棄物収集運搬業務委託契約についてを終了します。

当委員会の所管事務調査について、ほかに何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 以上で所管事務調査２件についてを終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

所管事務調査２件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会いたします。

（午前１１時５３分 小会）

（午前１１時５６分 本会）

○委員長（成松由紀夫君） はい、本会に戻します。

次に、本委員会の派遣承認要求の件についてお諮りいたします。

本委員会は平成２７年７月２１日から２３日までの３日間、大阪府大阪市、岸和田市、兵庫県姫路市へ都市計画・建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調査のため、行政視察を行うこととし、議長宛派遣承認要求の手続きをとらせていただきたいと思います。が、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 御異議なしと認

め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、建設環境委員会を散会いたします。

（午前１１時５７分 閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

平成２７年６月２９日

建設環境委員会

委員長